

2026年3月30日
矢崎部品株式会社

公正取引委員会からの勧告について

本日、矢崎部品株式会社（以下、当社）は、公正取引委員会から、改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告（以下、本勧告）を受けました。

お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

1. 本勧告の概要について

- (1) 当社は、一部の当社製品及びこれに用いる部品（以下、本部品）の製造を下請法の適用対象となるお取引先様（以下、対象事業者様）に委託しております。当社は、対象事業者様との間で取引基本契約書、品質管理基準書等を取り交わし、対象事業者様に対し、委託に係る本部品の各生産ロットの生産開始品と最終品を製品サンプルとして所定の個数を併せて製造し、6か月間または1年間保管していただいております。このような、製品サンプルを無償で製造及び保管させる行為は、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反すると判断されました。
- (2) 当社は、対象事業者様に対し、委託に係る本部品の製造における作業に関する記録、検査に関する記録、品質不具合に関する記録その他の品質記録に関する帳票類（以下、品質記録帳票類）を書面又は電磁的記録の形式で所定の期間保管していただいております。このような、品質記録帳票類を無償で保管させる行為、及び品質記録帳票類に係る書面を電磁的記録に変換して電磁的記録媒体に記録させる行為は、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反すると判断されました。
- (3) 当社は、対象事業者様に対し、当社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する本部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、対象事業者様に無償で保管させていた行為が下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反すると判断されました。

2. 当社の対応について

当社は、1. (1) 及び1. (2) の行為について、対象事業者様と協議を行い、適切な対応を進めてまいります。また、1. (3) の行為について、遅くとも2023年9月1日以降、金型等を無償で保管させていたことによる費用に相当する額のお支払いを2025年12月までに完了しております。

また、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において同様の問題が発生することがないように、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

以上